

萩原訪問入浴サービスセンター運営規程 (基準該当訪問入浴介護・基準該当介護予防訪問入浴介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人下呂市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する萩原訪問入浴サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う基準該当訪問入浴介護及び基準該当介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員又はその他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な基準該当訪問入浴介護・基準該当介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴介護等」という。）を提供することを目的とする。

(基準該当訪問入浴介護の運営方針)

第2条 基準該当訪問入浴介護の基本方針として、事業所の従業者は、要介護者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図れるよう入浴の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、協力医療機関を確保するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、安全及び清潔に留意し、総合的なサービスを適切に提供する。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 訪問入浴介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の運営方針)

第3条 基準該当介護予防訪問入浴介護の基本方針として、事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活が営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、協力医療機関を確保するとともに、関係市町村、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、安全及び清潔に留意し、総合的なサービスを適切に提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 萩原訪問入浴サービスセンター
- ② 所在地 下呂市萩原町萩原875番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管 理 者	—	1		
看 護 職 員	看 護 師		1	
	(准)看護師		4	
介 護 職 員	介 護 福 祉 士		10	
	ヘルパー2級		1	

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に必要な指揮命令を行うものとし、その業務に支障がない限りにおいて他の業務と兼務することができる。

(2) 看護職員

看護職員は、主治医及びあらかじめ定めた協力医療機関と連携し利用者の身体状況の情報を収集し、利用者の健康状態の観察を行う。

(3) 介護職員

介護職員は、入浴の介助に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除くものとする。
また、天災及び事業所のやむを得ない事情により休業する場合あり。9
- ② 営業時間 午前9時30分から午後3時00分までとする。
- ③ 上記営業日および営業時間外でも別途対応とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 基準該当訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、基準該当訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該基準該当訪問入浴介護が代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- ① 全身入浴
 - ② 部分浴又は清拭
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該基準該当訪問入浴介護が代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
- ① 全身入浴
 - ② 部分浴又は清拭
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下呂市内萩原地域、小坂地域、馬瀬地域、下呂地域及び金山地域の区域とする。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(虐待防止のための措置について)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

- 第12条 事業所は、その提供した基準該当訪問入浴介護及び基準該当介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 提供した基準該当訪問入浴介護及び基準該当介護予防訪問入浴介護に関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は当該職員からの質問・照会に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う調査に協力するとともに国保連から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、すべての従業者（登録型の従業者を含む。以下同じ。）に対し、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切な訪問入浴介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 8年 4月 1日から施行する。